

障害者の方に対する軽自動車税等の 減免手続について

1. 減免の対象となる障害等級の範囲

手帳の種類	身体障害者手帳 (戦傷病者手帳)	障害区分				身体障害者手帳別項																	
		1	2	3	4'	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3			
の	種	視覚障害(注2)	1	2	3	4'			特別	1	2	3	4										
		聴覚障害		2	3				特別	1	2	3	4										
		平衡機能障害			3				特別	1	2	3	4										
		音声機能障害(注3)			3				特別	1	2												
		上肢不自由	1	2					特別	1	2	3											
		下肢不自由	1	2	3	4	5	6	特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3					
		体幹不自由	1	2	3		5		特別	1	2	3	4	5	6	1	2	3					
		傷	乳児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢	1	2																	
				移動	1	2	3	4	5	6													
		病	者	心臓機能障害	1		3				特別	1	2	3									
				腎臓機能障害	1		3				特別	1	2	3									
				呼吸器機能障害	1		3				特別	1	2	3									
				膀胱、直腸機能障害	1		3				特別	1	2	3									
小腸機能障害	1				3				特別	1	2	3											
免疫機能障害	1			2	3																		
手帳)	肝機能障害	1	2	3																		
		(以下家族運転)	障害の程度 A																				
療育手帳	障害等級1級 (自立支援医療費受給者証(精神通院)を交付されている者(注5))																						

注1. 網掛け部分は、障害者本人の運転に限り減免できます。

注2. 視覚障害4'は、両眼の視力の和が0.09以上0.12以下の者。

注3. 音声機能障害は、咽喉摘出による場合に限りです。

注4. 重複障害の場合は、障害区分ごとに判定します。

注5. 精神通院医療を受けていることが原則ですが、慢性疾患による通院や障害者施設への通所(それぞれ月4回以上)でご家族の運転による送迎が必要な場合には、対象となる場合があります。

2. 減免の対象となる条件

A. 所有者の条件

- (1) 上表に該当する障害者本人
- (2) 上表に該当する精神障害者または18歳未満の身体障害者と生計を一にする者

B. 運転者の条件

- (1) 当該身体障害者本人
- (2) 当該障害者と生計を一にする者(1. の表で網掛け部分に該当しない場合)
- (3) 当該障害者のみで構成される世帯の者を介護する者(1. の表で網掛け部分に該当しない場合)

C. 用途の条件

専ら障害者の通学や通院、生業等の用に継続して使用される軽自動車

3. 申請の手続

本人運転又は、家族運転は次の必要書類をもって納期限までに役場税務課にて手続をしてください。
ただし、減免を受けられるのは普通車・軽自動車を通じて一人一台に限りです。

4. 申請に必要な書類

- ① 身体障害者手帳(または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ② 運転免許証
- ③ 軽自動車車検証
- ④ 印鑑
- ⑤ マイナンバーカード(または通知カード、番号付きの住民票など個人番号がわかるもの)